



令和4年度

民間企業等職務経験者を対象とした 神 埼 市 職 員 採 用 試 験 案 内

令和4年8月29日

佐賀県神崎市 総務企画部 総務課

神崎市では、民間企業等で培われた専門知識、豊富な経験及び経営感覚を神崎市のために役立てたいという意欲にあふれ、市政への即戦力として活躍できる人材を求めています。

受付期間 令和4年8月29日（月）～令和4年9月30日（金）
試験方法 第1次試験 書類選考
第2次試験 第1部 作文試験、適性検査
第2部 面接試験

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
社会福祉士	3名程度	一般事務、福祉事務所業務等

※配属に当たっては、これまで培ってきた知識、経験等を活かした職務をはじめ、能力、適性、実績を活かして幅広い職務分野に配置されます。

2 受験資格

- (1) 社会福祉士の資格を取得している人
- (2) 昭和58年4月2日以降に生まれた人
- (3) 採用後に神崎市内に居住することができる人
- (4) 次の①から④までを満たす職務経歴・職務経験がある人
 - ① 民間企業、社会福祉施設等において社会福祉士として従事した職務経験が、令和4年7月31日現在で、直近8年（平成26年8月1日以降）中1年以上ある人
※「社会福祉施設等」には、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、

精神保健福祉施設、医療機関などが該当します。

- ② 職務経験の期間には会社員、自営業者等（アルバイト・パートタイムを除く）とし、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続して就業していた期間が該当します。
- ③ 職務経験が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職務経歴に限ります。
- ④ 休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で、実際に業務に従事しなかった期間が 1 か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

(5) 次の各号に該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 神崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、試験区分に関係なく第 1 次試験及び第 2 次試験とし、第 2 次試験は第 1 次試験の合格者について行います。

(1) 第 1 次試験

ア 試験の方法

書類選考とし、受験申込時に提出していただく「職務経歴書」、「自己PRシート」により審査します。

※書類選考のため、試験会場はありません。

イ 第一次合格者発表

令和 4 年 10 月中旬に合格者の受験番号を本市役所掲示板に掲示し、神崎市ホームページに掲載するほか、本人に通知します。

(2) 第 2 次試験

第 2 次試験は、第 1 部試験と第 2 部試験を行い、両方とも受験する必要があります。いずれかのみを受験した場合は棄権とみなします。

ア 第 1 部試験

① 日時及び会場

令和 4 年 10 月下旬に行う予定です。

会場及び時間は、第 1 次試験合格者に通知します。

② 試験の方法

作文試験	時間	60分
	内容	課題の理解力、表現力及び文章構成力等を総合的に評価する筆記試験（一般的課題を出題）
適性検査	時間	20分
	内容	職務遂行上必要な素質、適性の有無の検査（面接試験の参考資料として使用します。）
健康診断	内容	職務遂行上必要な健康状態にあるかどうかの検査（市が指定する健康診断書の提出を求めます。なお、検査料は個人負担となります。）

イ 第2部試験

① 日時及び会場

令和4年11月中旬に行う予定です。

会場及び時間は、第1次試験合格者に通知します。

② 試験の方法

面接試験	内容	市職員として適する人物かどうかを評価する個別面接
------	----	--------------------------

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

① 受験申込書、自己PRシートの記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用されないことがあります。

② 採用後、職歴証明書等を提出していただきます。なお、受験資格に係る職務経験期間等が確認できない場合は、採用されません。

(4) 最終合格者発表

令和4年11月中旬に、合格者の受験番号を本市役所掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、令和5年4月1日から原則として1年間とします。

ただし、令和4年度内の会計年度任用職員としての採用を可能とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

(2) 採用は、欠員補充等の必要が生じた場合に行うこととなりますが、成績が下位の

場合等は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

5 勤務条件

(1) 給与

給料は、「神崎市職員の給与に関する条例」に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定します。例えば、年齢が30歳の者で、大学卒業後、民間企業（試験区分の業務）における職務経験が8年に達した者にあつては給料月額228,200円が支給基準となります。同様に35歳（職務経験が13年）の場合は255,200円が支給基準となります。

なお、給料のほか、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

※給与については、条例改正により変わる場合があります。

(2) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までで、休日は土曜日・日曜日、祝日及び年末・年始です。勤務時間及び休暇は、勤務場所によって異なる場合があります。

(3) 休暇

年次有給休暇は、1年につき20日あり、20日間を限度として次年度に繰り越すことができます。そのほか夏季、結婚、産前産後休暇などの特別休暇や育児休業の制度があります。

6 福利厚生

(1) 健康管理

定期健康診断を毎年実施するほか、産業医による健康相談を随時実施しています。

(2) 共済組合

佐賀県市町村職員共済組合の組合員となり、医療保険と厚生年金（旧共済年金）に加入します。

人間ドック助成もあります。

7 職員研修

(1) 新規採用職員研修

市職員として必要な基本的知識や心構えを学びます。

(2) 基本研修

職務能力の向上や幅広い視野の養成のため、待遇、政策形成能力開発、公務員倫理などの基本的な研修を経験年数や役職に応じて階層別を実施しています。

(3) 専門研修

時代に即応した実践力のある職員を養成するため、政策立案、法律、条例・規則などの専門的知識や技能の研修を実施しています。

(4) 派遣研修

自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー等への国内派遣研修等を実施しています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込書及び試験案内

① 直接請求する方法

神崎市役所総務企画部総務課人事係（本庁3階）で配布します。

配布時間は午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝祭日を除く）

② 郵送で請求する方法

受験申込書類を郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず120円（返信を速達で希望される場合は410円）切手を貼った「宛先明記」の返信用封筒（角型2号）を同封のうえ神崎市役所総務企画部総務課人事係に請求してください。

③ ホームページからのダウンロード

神崎市ホームページ(<http://www.city.kanzaki.saga.jp/>)から、次のファイルをダウンロードできます。

受験 申込書類	○神崎市職員(民間企業等職務経験者)採用試験案内 ○神崎市職員(民間企業等職務経験者)採用試験受験申込書(様式1) ○神崎市職員(民間企業等職務経験者)採用試験自己PRシート(様式2)
------------	--

(2) 受験申込書類及び資格、免許の証明

【提出書類】

① 神崎市職員(民間企業等職務経験者)採用試験受験申込書(様式1) 1部

※職務経歴書を添付(必須)

② 神崎市職員(民間企業等職務経験者)採用試験自己PRシート(様式2) 1部

③ 試験区分又はそれ以外の資格、免許取得のある場合は、それを証明する書類の写し1部を必ず持参ください。郵送による場合は、同書類の写し1部を同封してください。

(3) 受付期間

令和4年8月29日(月)から令和4年9月30日(金)まで(土・日曜日、祝祭日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※郵送による場合は、締切日の消印のあるものまで受け付けます。

※電子メールでの申し込みは、受け付けません。

9 書類提出・問い合わせ先

〒842-8601

佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

神崎市役所 総務企画部 総務課 人事係 (本庁 3 階)

TEL 0952-37-0100(直通)